

○東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(令和 2 年 3 月 19 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 172 条の 2 の規定により、東温市議会議員及び東温市長（以下「市議会議員及び市長」という。）の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第 2 条 東温市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、市議会議員及び市長の選挙において、当該選挙における候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに 1 回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第 3 条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文に、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第 4 条 委員会は、前条第 1 項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に 2 人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第 1 項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 委員会は、新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、前項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所、支所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(申請等の時間)

第7条 この条例の規定又はこの条例に基づき委員会が定めるところにより、候補者が委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。